

人材紹介契約書

株式会社●●（以下、「甲」という。）と株式会社 Baton Consulting（以下、「乙」という。）は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的） 甲は乙に対して、下記事項を委託し、乙はこれを本契約有効期間中、必要に応じ又は甲の求めに基づき、甲のために実施するものとする。

① 甲が求める人材の紹介 ② 人材採用計画の立案及び遂行のための助言 ③ ①及び②に付随する業務

第2条（紹介の依頼） 甲は、本契約有効期間中、乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件（以下、総称して「求人条件」という。）ごとに、求人条件を明示する文書（以下、「求人票」という。）を書面、又は、電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼する。

第3条（甲の義務） 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知をすることなく、応募者と直接連絡をとり、又は応募者を採用してはならない。

2. 甲は、乙が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに乙にその旨通知しなければならない。また、甲は、乙が応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。

第4条（労働条件の確認） 甲は、乙が紹介した応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面（採用条件通知書）を甲の責任において交付し、甲及び当該応募者との間で雇用契約を締結するものとする。

2. 甲は、上記の労働条件明示書面（採用条件通知書）を、当該応募者を紹介した乙にも交付しなければならない。

第5条（差別的取扱いの禁止） 甲は、採用選考の際、乙が紹介した応募者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第6条（応募者の併願） 甲は、乙が紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認するものとする。

第7条（応募書類の作成責任） 甲は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認するものとする。

第8条（対価） 甲は、乙が紹介した応募者を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、下記に定めるコンサルティングフィー及びその消費税相当額を支払う。この場合、甲及び乙は、内定時において、当該応募者の氏名、入社予定日、初年度理論年収、コンサルティングフィーの額等必要な事項を労働条件明示書面（採用条件通知書）により確認するものとする。

コンサルティングフィー	初年度理論年収×右記料率	企画名	料率(一人採用ごとの料金)
		人材紹介契約	35%

初年度理論年収	月額固定給×12＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数 (ただし、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を初年度理論年収とする。)
月額固定給	基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当 (ただし、通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当は含まれない。)

2. 応募者が甲に入社後、明らかに当該応募者の責により解雇されるに至った場合、又は当該応募者が自己都合によって退職した場合は、乙は受領したコンサルティングフィーの一部を下記の要領で甲に返還するものとする。

入社日から起算して3ヶ月未満 : コンサルティングフィーの50%相当額

3. 前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職又は解雇されるに至った場合には、乙は受領したコンサルティングフィーの一切を甲に返還することを要せず、未払のコンサルティングフィーがある場合は、甲は乙に対して当該未払分を全額支払わなければならない。

4. 乙は甲に対して、応募者が甲に入社後速やかに本条第1項に定めるコンサルティングフィーを請求し、甲は、その請求書を受領した月の翌月末日（当該末日が金融機関非営業日であった場合は直前の営業日）までに、請求されたコンサルティングフィー及びその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。

第9条（個人情報の取扱い） 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という。）を甲に対して開示・提供するものとする。ただし、乙は、求人条件に何ら関連のない、応募者の病歴、併願状況などの個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

2. 甲は、前項に基づき乙より提供された、応募者（採用に至らなかった者も含む。）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

3. 甲は、応募者の採用選考業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨乙に通知しなければならない。この場合、甲は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせるものとする。

第10条（求人条件等の開示・公開） 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が求人票に記載した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営又は提供するインターネット Web サイト等において開示・公開することに同意するものとする。

第11条（候補者への開示・提供） 乙は、甲の企業情報のうち、次の各号に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができるものとする。

① 求人票のほか、甲から提供された情報

② 乙が独自に収集した情報

ただし、甲が提供する情報のうち、甲が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではない。

第12条（業務提携先への情報開示） 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、甲より入手した情報を開示・提供する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

第13条（守秘義務） 甲及び乙は、相手方から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報（以下、「機密情報」という。）を、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、管轄官公庁又は法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。

2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号の一に該当するものは機密情報にあたらないものとする。

① 受領時に、既に公知であったもの

② 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの

③ 開示の時、受領者が既に保有していたもの

④ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

⑤ 機密情報を使用することなく乙が独自に開発したもの

第14条（契約期間） 本契約の有効期間は、2025年●月●日から2026年●月●日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、本契約の内容に甲乙いずれからも異議申し立てがない場合は、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、以降も同様とする。

第15条（解除） 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約の有効期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第16条（反社会的勢力） 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたって表明し、保証するものとする。甲及び乙は、相手方がかかる表明に違反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。

第17条（協議事項） 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定及び慣習に従うほか、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第18条（合意管轄） 本契約に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、甲及び乙は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

本契約書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

2025年 ●月 ●日

(甲) ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●
●●●●●●●●
●●●●●●●●

(乙) 千葉県流山市宮園2丁目17番地6

株式会社 Baton Consulting
代表取締役
菊地 沙緒里